

# Latin Monetary Union の成立過程

片桐 謙

## 1 はじめに

1865年に、フランス、ベルギー、スイス、イタリアのラテン四カ国はパリで「貨幣に関する条約 (Monetary Treaty)」を締結し、Latin Monetary Union が成立した。その主な内容は各国の铸貨に関して、フランスの金銀複本位制に基づいて、本位貨幣である金・銀貨に共通の重量と純度を、更に補助铸貨である銀貨にも共通の重量と純度を、採用したことである。これに基づき、ラテン諸国は「共通の铸貨」を铸造し、各国相互での流通を認めた。本稿では、この Latin Monetary Union (以下、LMU) の成立過程を考察する。

## 2 19世紀半ばの通貨構造

最初に、19世紀のラテン諸国の通貨構造に関して、一般的に、1860年代当時、ヨーロッパ大陸では通貨に占める铸貨の割合が大きかった、と考えられる。19世紀のフランスの「顕著な特徴は、正貨の異常な優位と預金の緩慢な伸び<sup>1)</sup>」である。銀行券が普及したのは1848年恐慌以降、預金の増加はそれより1/4世紀遅くに預金銀行のネットワークが形成されて以降と考えられている<sup>2)</sup>。フランスでは、19世紀の半ばまでは铸貨が通貨流通の大部分を占めていた。

ベルギーでは、1830年のオランダからの「独立後、20年間は、銀行券は決済手段としてわずかな部分を占めるに過ぎなかった<sup>3)</sup>」。銀行券が普及し流通するのは、1850年のベルギー国立銀行設立以降のことである<sup>4)</sup>。そして要求払い預金も含めた「決済手段を提供するうえでの銀行制度の重要性が高まる」のは1860-70年代のことである<sup>5)</sup>。

---

本稿は、拙稿「19世紀ラテン諸国における“Monetary Union”の胎動—ユーロとの関連で—」、『世界金融システムの形成』、蒼天社、(出版未定)、をもとに、その内容の一部を省略したものである。

- 1) Cameron (1967) p117, 邦訳 163 ページ。Cameron(1967) p116 Table IV.3によると、正貨、銀行券、預金の割合は、順に1845年には82%, 18%, 14%, 1870年には68%, 18%, 14%と推定されている。
- 2) Plessis (2005) pp154-155. また19世紀のフランスの信用制度に関しては、Liesse (1909), des Essars (1896)を参照した。
- 3) National Bank of Belgium, “1830-1914: a young nation's coins and notes” (<http://www.nbb.be/>) Cf. Cameron (1967) p139, 邦訳 194 ページ
- 4) Cameron (1967) pp138-139, 邦訳 195 ページ。ベルギーの銀行制度に関しては、Conant(1910)も参照した。
- 5) Cameron (1967) pp140-141, 邦訳 197 ページ

スイスは1848年に連邦国家として成立し、「国家」が貨幣鑄造権を独占した。しかし、従来の「カントン（州）」の地域主義が根強く残り、信用制度の統一性を欠いた。銀行券の安全性に対する不信が存在し、発行されたカントン以外の地域での銀行券流通は限られていた。そのため、19世紀の半ばまで鑄貨が主要な流通手段だった。スイスで銀行券が一般的に流通し始めるのは、1860年代に発券銀行が相互に銀行券を受け入れることに合意して以降のことと考えられている<sup>6)</sup>。

イタリアは、1859年以降、サルディーニャ王国が諸地域を順次併合するかたちで、1860年にイタリア王国として政治的に統一された。その当時の通貨構造は、鑄貨が主で、銀行券の割合は少なかった<sup>7)</sup>。更に統一以前に、各王国・地域で独自の通貨を発行していたため、多様な種類の鑄貨および銀行券が流通していた<sup>8)</sup>。

以上のように、LMU成立以前のラテン四カ国では、鑄貨が主要な流通手段だった。そして銀行券に関しては、流通が端緒に付いたばかりか、またはまだほとんど用いられていない状態だった。そして預金の比重は、一層低かった。

### 3 フランスの金銀複本位制

フランスは、1803年法（7 Germinal, an XI）によって「銀5g、純度9/10を貨幣単位とする、そして貨幣名をフラン」として、銀本位制を採用した<sup>9)</sup>。そしてこの重量と純度に基いて、5フラン、2フラン、1フラン、75サンチーム、50サンチーム、25サンチーム（1フラン=100サンチーム）の銀貨を鑄造した（第1-3条）。同時に、金貨に関しても、20フラン、40フラン金貨の鑄造と、その純度9/10を規定し（第6、7条）、本位貨幣の地位を与えた。法律上に規定はないが、金と銀1kgの鑄造価格はそれぞれ3,445（ $=1,000 \div (6.45 \times 0.9) \times 20$ ）フランと222.2フラン（ $=1,000 \div 4.5$ ）であるから、金と銀の法定比価は15.5となる<sup>10)</sup>。更に金銀共に、自由鑄造を認め（第11条）、無制限法貨であったから、法定比価15.5の金銀複本位制を採ったことになる。

6) Landmann (1910) pp9-13, des Essars (1896) pp287-288

7) Sannucci (1989) p260. イタリア銀行は当時の「銀行業システムは小規模の個人銀行、少数の大衆機関、そして少数の発券銀行から構成されていた。銀行券の流通はわずかだった。」と述べている。Bank of Italy, "Origins" (<http://www.bancaditalia.it/>)

8) 19世紀のイタリアの通貨と信用制度に関しては、Fratianni and Spinelli (1984), Fratianni and Spinelli (2005), Tattara (2000), Sannucci (1989), Gigliobianco and Giordano (2010) を参照した。

9) 同法に関しては、*Report from the Royal Commission on International Coinage* (1868) Appendix No.XXV, U. S. Senate (1879) pp155-157. 参照。

10) この金銀法定比価自体は、既に1785年の布告によって定められていたものを、同法が受け継いだに過ぎない。U. S. Senate (1879) pp153-154

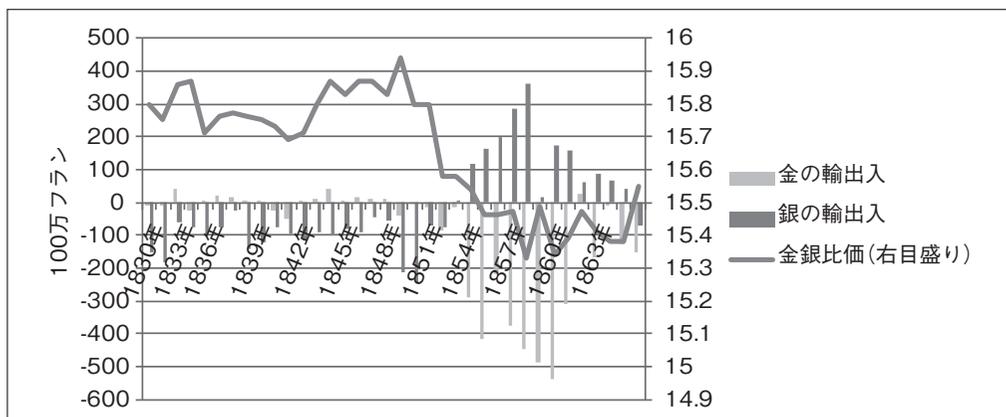
他方、商品としての金銀二つの金属は、地金市場で需要と供給によりそれぞれの価格が変動し、それに伴い市場比価が決まる。複本位制国の法定比価と市場比価とが乖離する場合、金と銀とがそれぞれ、法的に造幣局においてと、市場においてとで、異なって評価されることに伴い、裁定取引の機会が発生する。そしてこの裁定取引により、法的に過低評価され、市場比価の方が高い金属は溶解され、退蔵または輸出され、他方、法的に過高評価され、市場比価の方が低い金属は本位貨幣として機能し続ける。

この関係は、鑄造費用と地金の取引費用が、共にゼロと仮定し、各金属の鑄造価格比を用いて以下のように説明することができる。法定比価  $15.5 = \text{金の鑄造価格 (3,445 フラン)} / \text{銀の鑄造価格 (222.2 フラン)}$  である。そして、市場比価  $= \text{金の市場価格} / \text{銀の市場価格}$  である。そして、市場比価  $<$  法定比価ならば、金が本位貨幣として機能し続け、市場比価  $>$  法定比価ならば、銀が本位貨幣として機能し続ける。

このフランスの金銀複本位制は国際的な正貨移動において中心的役割を果たした。1840年代に「フランスがヨーロッパの金属貨幣全体の1/3を所有していると見積も」られ、また19世紀半ばにカリフォルニアとオーストラリアで金が発見された後の「1848年から1867年にかけて、フランスは一国だけで世界の金の総生産高の40%を鑄造した<sup>11)</sup>」。

図1の通り、フランスの複本位制では、市場比価の変動に従い、上の作用が完全に機能している。1820-50年に、市場比価がフランスの法定比価15.5を上回る状況では、金が造幣局で過

図1 金銀市場比価とフランスの貴金属輸出入



注) 金銀市場比価は、パリ市場の年平均値。貴金属は地金と鑄貨の合計。輸出入共に、ネットの数値で、+は輸出を、-は輸入を表す。

出所) 金銀市場比価は、Marc Flandreau, (2004) p242 Table D.

フランスの貴金属輸出入は、*Report from the Select Committee on Depreciation of Silver* (1876) Appendix no. 21, Enclosure 1.

11) Cameron (1967) p117, 邦訳 164 ページ

低評価され、金地金にはプレミアムが付いた<sup>12)</sup>。そこで金貨は溶解され、退蔵または輸出され、「1848年までにフランスの金貨はほとんど全て消滅していた<sup>13)</sup>」。そして、造幣局で過高評価された銀は、本位貨幣として機能し続けた。

金・銀貨の鑄造をみると、1803-47年の金貨の鑄造額は約11億7,733万フラン、銀貨の鑄造額は約39億7,615万フランで、金貨の3倍以上の銀貨が鑄造された<sup>14)</sup>。また「1795-1848年に金貨は鑄造の22.9%、銀貨は77.1%を占めた。1830-1848年に銀貨は89.1%、金貨は10.9%を占めた<sup>15)</sup>」。このように、19世紀半ばに、フランスは事実上の銀本位となっていた。

しかし1848年以降のカリフォルニア、オーストラリアでの金生産の増加により金の価格が低下し、市場比価が15.5を下回るようになると、それ以前の状況は逆転した。1853-65年には「(かつての銀と同様) 今や、金は法定比価により過高評価され、銀は鑄貨よりも地金で、より多くの金を購入する<sup>16)</sup>」状況が生じた。そして銀貨は溶解され、退蔵・輸出され、フランスに金が流入し、金貨が鑄造された。

1848-65年の金貨鑄造は約53億9,500万フラン、銀貨鑄造は約6億9,700万フランである<sup>17)</sup>。このような「交換手段の銀から金への変化は、拡大する商取引の必要には銀よりも金が適していることに気づいたフランス人に大いに、歓迎された<sup>18)</sup>」。

さらにここで注目すべきなのは、フランスから流出する銀の方である。完全量目の5フラン銀貨を考えれば、銀1kgの鑄造価格は222.2フランである。しかし磨滅・盗削により5フラン銀貨の実質的内容が名目的内容を下回り、その軽い5フラン銀貨が広範に流通するようになる状況では、銀貨が軽くなる度合いに応じて、実態としての銀の鑄造価格は逆に上昇する。1%軽い5フラン銀貨を例にとれば、実態としての銀1kgの鑄造価格は $224.47 (=1,000 \div (4.5 \times 0.99))$ フランとなる。それに伴い、実態としての法定比価は15.35に低下する。よって、1850年代のように市場比価が15.5から一方的に低下し続けていく状況では、まず流通から消滅する銀貨は完全量目の「重い」5フラン銀貨であり、その後、消滅する銀貨は、磨滅の度合いが小さいものから大きいもの—「軽い」銀貨—へ及んでいくことになる。

5フラン銀貨1枚、1フラン銀貨5枚、50サンチーム銀貨10枚、いずれもその実質的内容は等しく、純銀4.5gである。しかしこれらが同一時点で鑄造された銀貨であっても、その後

12) 1820-32年にパリ市場では、金に75サンチームから16フランのプレミアムが付いている。*Report from the Committee of Secretary on the Bank of England Charter* (1832) Appendix no.97

13) Willis (1901) p4

14) *Report from the Select Committee on Depreciation of Silver* (1876) Appendix No.21, Enclosure 2

15) Willis (1901) p5

16) Laughlin (1896) p119

17) *Report from the Select Committee on Depreciation of Silver* (1876) Appendix No.21, Enclosure 2

18) Willis (1901) p6. 1849-50年を境とするフランスの鑄貨流通の変化に関しては、Tooke and Newmarch (1857) Part VI Section 18-19 (邦訳、第6編第18-19節)、参照。

の磨滅の度合いは、大口取引で用いられる銀貨ほど小さく、小口取引で用いられる銀貨ほど大きいであろう。すなわち5フラン銀貨や2フラン銀貨といった、銀貨のなかでも比較的、額面の大きい鑄貨は磨滅の進行が緩慢であるが故に、市場比価が法定比価より低下するのに敏感に対応して、過低評価されることになる。そして、額面のより小さな銀貨がそれに続くことになるであろう。「1853-54年までに5フラン銀貨と2フラン銀貨は既に不足していた、この時には、銀は1.3%しか過低評価されていなかった。1859年には金の市場価値は銀の15.19倍になっていた（すなわち、銀は2.0%過低評価された）。その時には、より小額の鑄貨も流通から回収された<sup>19)</sup>」。

図1の正貨の輸出入は、金と銀それぞれの正貨の輸出と輸入を差し引いたネットの数字である。ここでの「正貨」とは、金・銀地金と金・銀鑄貨の合計である。それに対して、表1は、フランスの金と銀の正貨の輸出入をそれぞれ、地金と鑄貨に区分したうえで、輸出と輸入のグロスの数字である。この表1の通り、フランスでは、上で説明した作用に従って、正貨が地金形態で流出入するのに加えて、正貨が鑄貨形態で流出入する割合が比較的大きかった。前者の正貨フローが、金と銀が「世界貨幣」となってフランス国境を越えたことを意味するのに対して、後者の正貨フローは、金と銀が鑄貨形態で各国の「国民的制服」を身につけたままでフランス国境を越えたことを意味する。そして、後者の鑄貨形態での流出入は、単純な法定比価と市場比価との相対的關係で説明することはできない。次節では、残りの三カ国の貨幣制度と共に、ラテン四カ国を対象にして、この正貨の鑄貨形態での流出入の現象を説明する。

## 4 ラテン諸国間の正貨の流出入

### (1) ベルギー

ベルギーでは1831年のオランダからの分離・独立後、フランスとの「産業的<sup>20)</sup>」および「商業的<sup>21)</sup>」結び付きを考慮して、旧オランダの貨幣制度を廃止し、フランスのそれを導入した。1832年6月5日法は、「一言半句たがわず、フランス法の複製に過ぎなかった<sup>22)</sup>」。ベルギーは国家としての独立と同時に、先の二つに加えて、「金融的なフランスの衛星<sup>23)</sup>」と位置付けられた。

その中心は公比15.5の金銀複本位制である。「銀5g、純度9/10を貨幣単位とする、そして

19) Redish (1994) p73. この1859年の市場比価15.19はパリ市場ではなく、ロンドン市場における比価を指していると考えられる。Warren and Pearson (1933) p144, Table 25

20) Willis (1901) p15

21) U. S. Senate (1877) Appendix p144

22) U. S. Senate (1877) Appendix p144

23) U. S. Senate (1877) Appendix p144

表1 フランスの貴金属の輸出入（グロス）

(単位) 100万フラン

	金				銀			
	輸入		輸出		輸入		輸出	
	金地金	金貨	金地金	金貨	銀地金	銀貨	銀地金	銀貨
1837年	6	23	22	13	23	145	1	23
1838年	3	16	10	13	23	131	2	32
1839年	7	36	0	19	15	117	5	52
1840年	10	49	1	9	21	139	27	37
1841年	4	11	7	13	19	151	16	37
1842年	2	6	12	8	29	109	11	35
1843年	3	7	26	25	39	118	9	45
1844年	2	3	5	6	44	107	18	51
1845年	3	2	13	6	46	113	14	55
1846年	4	4	12	5	26	81	14	46
1847年	5	16	9	25	49	89	17	68
1848年	5	39	3	3	39	194	1	18
1849年	5	7	1	5	62	229	3	44
1850年	30	31	32	12	25	130	10	72
1851年	22	94	14	17	21	158	33	68
1852年	19	40	11	31	22	158	28	155
1853年	261	58	6	24	17	96	41	189
1854年	368	113	9	56	12	88	73	191
1855年	275	106	5	158	43	78	77	241
1856年	273	192	1	89	12	98	139	255
1857年	291	278	3	120	18	80	152	306
1858年	253	301	1	65	15	146	98	78
1859年	358	369	5	183	12	199	190	192
1860年	279	191	32	127	12	119	146	142
1861年	17	227	58	210	21	151	80	154
1862年	119	283	42	195	28	104	116	102
1863年	83	287	86	272	28	133	126	103
1864年	110	354	33	306	64	204	134	176
1865年	96	323	56	213	94	142	93	71

出所) Report from the Select Committee on Depreciation of Silver (1876) Appendix no.21 Enclosure 1

貨幣名をフラン」として、銀を本位貨幣とすると共に、フランスと同一の重量と純度で、本位貨幣・金貨の規定をもうけた。さらに、フランスの20フラン、40フラン金貨、そして5フラン銀貨を、ベルギーの法貨とした。このように、「自国の貨幣制度がフランスのそれと同じであるということ、それ故、フランスの貨幣制度に影響を与えた変転を受け入れざるを得なかったという事実のために、(その後の：引用者)ベルギーの苦難は増すことになった<sup>24)</sup>」。

1848年以前、フランスと同様に、ベルギーは法制上は複本位制だが、実態は銀本位だった。1832-47年にベルギーで法貨だったのは、(1) ベルギー銀貨、(2) ベルギー金貨、(3) オランダ金貨・10フローリン貨、(4) フランス金貨・20フラン、40フラン貨、(5) フランス銀貨・5フラン貨、である。このうち、(1) ベルギー銀貨は同時期に約2,540万フランが鑄造され、(2) ベルギー金貨は、全く鑄造されなかった。1847年まで、(3) と (4) の外国金貨の流通は、非常に限られていた。そして流通の主要部分を占めたのは、(5) フランス銀貨・5フラン貨だった。この原因は、一つはフランスと同じ比価で複本位制を採用したことによる、市場比価と法定比価との関係である。もう一つの原因は、自国の鑄貨では経済活動を満たすことができないため、フランス鑄貨を法貨としたことである。共に、ベルギーの貨幣制度がもたらした結果だった。

そこでベルギーは複本位制下で金貨流通を促すため、1847年3月31日法により、当時の市場比価に合わせて、新たな価格の度量標準を金貨に与え、(6) 新ベルギー金貨・10フラン、25フラン貨の鑄造を開始し、法貨とした。この新ベルギー金貨では金1kgの鑄造価格は3,495フランで、旧金貨のそれを上回るから、ベルギーの新金貨と従来のベルギー銀貨との間で成立する新しい法定比価は、旧法定比価を上回って、15.80前後に上昇することになる。しかし、この新ベルギー金貨の自由鑄造は認めず、鑄造を2,000万フランに制限した。その後3年間で、(6) 新ベルギー金貨の鑄造は1,460万フラン、(1) ベルギー銀貨の鑄造は8,060万フランだった<sup>25)</sup>。

さらに1848年3月4日法で、新たに(7) イギリスのソブリン金貨・1ポンド貨と、(8) オランダ金貨・10フローリン貨を、法貨とした。このように、ベルギーは、あくまでも複本位制のもとで金貨を本位貨幣とすることに固執した。言い換えれば、「二つの金属の鑄造を認める法律上の便宜にもかかわらず、ベルギーが、鑄貨および金属の欠乏に、それ故、安価な金属を鑄貨に転換することに、苦しんだという重要な事実<sup>26)</sup>」の現れでもあった。

すると、ベルギー国内では「イギリスのソブリン貨に地金としてよりも、法貨として名目的に高い価値が与えられた<sup>27)</sup>」ため、「投機家は、約3,000万フラン相当のイギリス・ソブリン貨をベルギーへ輸入し、それ相当額の銀を輸出した<sup>28)</sup>」。また、1847年に複本位制から銀本位制へ移行し、金を廃貨していたオランダから、(8) オランダ金貨が大量にベルギーへ流入した。更にフランスからも、(4) フランス金貨が流入した。

他方で、同年の金鉱山の発見により、世界の金生産は増加に転じようとしていた。そしてその後の金銀市場比価の反転によって金は安価な金属となり、50年にかけてベルギーの貨幣流

---

✓ 24) Conant (1910) p164

25) Willis (1901) p17

26) U. S. Senate (1877) Appendix p145

27) Conant (1910) p164

28) Willis (1901) p17

通では金貨が銀貨を駆逐していった。

ちょうどその頃、ベルギー国内には価値が下落していく金を本位貨幣とすることへの懸念が強まり、1849年を境に、それ以前の複本位制下で金貨流通を促進しようとする動きとは逆に、銀本位制を指向し始めた。そこで、1849年9月28日にイギリス・ソブリン金貨から、1850年6月14日にオランダ金貨から、1850年12月28日にフランス金貨から、ベルギー国内での法貨性を喪失させる措置をとった。そして1850年12月28日には同時に、銀を唯一の本位として、金貨の鑄造を停止した。更に1854年8月11日の公布は、1847年3月31日法のもとで鑄造された金貨を廃貨した。

しかしその後も、フランス金貨のベルギーへの流入は続いた。フランス金貨・20フラン貨は、ベルギー銀貨・5フラン貨4枚と名目的には同じ価値をもつ。しかし、50年代の金銀市場比価が低下していく状況では、前者の実質的価値は後者のそれを下回ることになり、過高評価されたフランス金貨がベルギーの貨幣流通を侵食した。

さらにフランス銀貨がベルギーの貨幣流通を侵食し始めた。先に述べたように、50年代を通じて市場比価が15.5よりも低下していくと、フランスでは、まず「重い」銀貨から溶解され、銀地金として輸出されていった。フランス国内で「重い」銀貨が払底すると、裁定業者は、フランス国内に残る「軽い」フランス銀貨と名目的には同じ価値をもつが、異なる実質的価値をもつベルギー銀貨に目をつけた。ここで「重い」ベルギー銀貨が、フランスを中心とする正貨の裁定取引の一環に組み込まれた。「フランス銀貨が、磨滅により8%の価値を失っているならば、この軽い銀貨をベルギー—そこでは依然として法貨だった—へ輸出し、重いベルギー鑄貨と交換し、溶解し、主要な銀本位国のオランダとドイツへ再輸出する操作は、大変、収益的だった<sup>29)</sup>」。こうして、フランスの磨滅した銀貨が、ベルギーの本位貨幣・銀貨の流通を侵食し、完全量目のベルギー銀貨を駆逐する事態になった。

ベルギーのフランスからの金・銀の輸入は、1850年に600万フランだったのが、51年には2,010万フラン、54年には5,200万フランへと増加した。そして1859年には、金の輸入230万フランに対して、銀の輸入は7,630万フランと、銀の輸入が大幅に増加した。「フランスからの金の輸入は輸出をほとんど常に上回っていたが、銀の輸入は金の輸入を大きく上回っていたので、金ではなく、フランスの磨滅した銀貨が、ベルギーの銀貨を駆逐していたことは明らかである<sup>30)</sup>」。

1859年時点で、ベルギーの銀流通の70%がフランス貨、30%がベルギー貨だった。そしてベルギーで流通しているフランス銀貨の磨滅の度合いは3.77/1,000-8.40/1,000、場合によってはそれ以上、に達していた。その後、ベルギーの貨幣流通のうち、フランス鑄貨が87%を、ベルギー鑄貨が13%を占めるまでになる。<sup>31)</sup> このような1850年代を通じたベルギーの本位貨

29) Willis (1901) pp21-22

30) Willis (1901) p22

幣・銀貨流通の「質」の悪化は価格の度量標準の実質的低下であり、それに伴う物価の名目的上昇を意味する。50年に、物価の名目的上昇を防ぐため、銀本位制へ転換した政策は、鑄貨の裁定取引に屈することになった。

ベルギー銀貨の輸出は止まらなかった。ベルギーの貨幣流通からは、磨滅したベルギー銀貨さえ消滅し、小額取引に適した貨幣が一層、欠乏する事態となった。そこでベルギーは、自国がフランスとの裁定取引の当事者となることを避けるため、1861年6月4日法により、フランス金貨を再び法貨とすると共に、フランスの貨幣制度に準じる金貨の鑄造を公布した。ここでベルギーは、1832年時点の複本位制に復帰した。しかし、過去の経験から明らかのように、不斷に変動する市場比価と法定比価との関係により、ベルギーで金と銀の両方を本位貨幣として維持することは不可能で、金単本位と銀単本位とが交互に交替する交替本位制 (alternating standard) となるだろう。そして事実上の本位の交替に伴って、必然的に、国内経済はその都度、影響を受け、混乱することになるだろう。

## (2) スイス

1848年に政治的統一を果たしたスイスは、1850年5月7日法により「銀5g、純度9/10をスイスの貨幣単位とする、そして貨幣名をフラン」とし、この点ではフランスの「1803年法と正確に同じ文言<sup>32)</sup>」だった。しかし貨幣制度に関して、ベルギーとは異なって、フランスとのいくつかの相違点をもった。第一に、この本位貨幣・銀貨に関しては政府に鑄造権があり、自由鑄造ではなかった。第二に、最も重要な点として、金に関する規定はなかった。すなわち、フランスやベルギーとは異なり、国家としてのスイスの貨幣制度は銀本位制として出発した。これは、同時期に金の価値低下に直面して、ベルギーが銀本位制に転換したのと、同様の考え方である。そして第三に、「フランスの制度と十分、密接な統一性をもって鑄造された外国の銀貨を、債務支払の正規的手段<sup>33)</sup>」とした。具体的には、その後の1852年6月16日法により、フランス、ベルギー、そしてイタリアの諸王国の銀貨をスイス国内で、事実上の法貨とした。1854年までにスイスで鑄造された5フラン銀貨は250万フランで、これをこれら外国銀貨の流通が補った。

同時期に金生産の増加が、フランスで金貨が銀貨を駆逐する現象は、スイスにも及んだ。スイスは銀本位制を採用しており、金は本位貨幣でないにも係わらず、そしてフランス金貨は法貨でないにも係わらず、フランス金貨がスイスへ流入した。「フランス銀貨がスイスの法貨だったので、スイス人にとって、フランスの金貨が、フランスの銀貨と同じ基礎に置かれるのは自

---

✓ 31) Willis (1901) pp22-23

32) Willis (1901) p27

33) Willis (1901) p27

然のことだった<sup>34)</sup>」。そして1854-55年には、フランスの金貨が、スイス国内でスイス銀貨に取って替わり始めた。「スイスの銀行は、外国の銀貨が流通しているにも係わらず、活発にスイスの銀貨を回収し、輸出した<sup>35)</sup>」。

1855年には、フランスの金貨は完全量目のスイス銀貨のみならず、磨滅したスイス銀貨さえも駆逐するに至った。フランスの20フラン、40フラン金貨は「法律の文言にも係わらず、スイスの貨幣流通の基礎と考えられていた金属（スイス銀貨：引用者）に置き換わり、5フラン銀貨が消滅するだけでなく、磨滅・盗削されていない小額銀貨も消滅した<sup>36)</sup>」。フランス金貨は、まず完全量目のスイスの5フラン銀貨を、次に磨滅した5フラン銀貨を、さらに2フラン、1フラン、1/2フランの銀貨さえ駆逐した。その結果、1859年にはフランス金貨・20フラン貨が、スイスの貨幣流通の大部分を占めるようになっていた。スイスは「事実上、金本位となり、他方で銀本位制は紙の上でのものに過ぎなくなっている。スイスの全取引の9/10が金—特に20フラン金貨—で行われていると考えても、決して誇張ではない<sup>37)</sup>」。

そこでスイスは1860年1月31日法により、「金銀法定比価15.5で鑄造され、しかもフランスにおいて名目価値で法的通用力をもつ金貨」を法貨とした（第1条）。スイスは自国では金貨を鑄造し発行していないが、法貨としたフランス金貨を初めとする外国金貨と自国の5フラン銀貨との関係から、金銀比価は15.5となる。この措置は、本来の銀本位制を維持したうえで、実態としての金本位を法律上、追認したものであり、それによる金銀法定比価15.5の複本位制への移行である。<sup>38)</sup>

しかし他方で、自国の銀貨に関しては、5フラン銀貨と2フラン以下の銀貨に関して、異なる取り扱いをした。5フラン銀貨は従来通りの重量と純度で、本位貨幣として維持する一方、2フラン、1フラン、1/2フラン銀貨に関しては、重量は不変のまま、純度を900/1,000から800/1,000に引き下げた。その結果、これら2フラン以下のスイス銀貨は、フランスおよびベルギー銀貨と同一の名目的価値をもつが、純度は10%低いものとなり、もはや金との裁定取引の対象とはならない。そして900/1,000の品位をもつ旧スイス・フラン銀貨は改鑄され、1860-63年にこの新銀貨は、2フラン銀貨が700万フラン、1フラン銀貨は350万フラン、計1,050万フランが鑄造された。この額面2フラン以下の銀貨に対する取り扱いは、恣意的に銀貨の実質的価値を名目的価値よりも下げ、銀を補助鑄貨化したことを意味する<sup>39)</sup>。この点からすれば、

---

34) Willis (1901) p28

35) Willis (1901) pp28-29

36) U. S. Senate (1877) p190

37) Willis (1901) p30

38) スイス国立銀行は、これを「複本位制の導入」と述べている。(http://www/snb.ch/en/i/about/snb/hist/id/hist\_wpc)

39) アメリカは1853年法で、銀貨の重量の引き下げにより銀を補助鑄貨化した。これに対して、スイスは同じ目的を、重量不変のまま、純度の引き下げにより達成した点で、アメリカよりも巧妙だったといえる。

1860年1月31日法は、法律上は先の通り、複本位制であるが、実態としては銀本位制から金本位制への移行の最初の一步ともみなすことができる。それはまたその後の展開からみれば、LMU形成への最初の一步でもあった。

### (3) ラテン諸国の補助鑄貨・銀貨

フランスでは50年以降、銀貨の鑄造は減少していた。60年には5フランと2フラン銀貨は全く鑄造されず、また63年の鑄造額は最低額に達した。他方で、62年には、流通から「重い」銀貨を選別し、輸出する現象が顕著だった。以上のように、60年には、フランス、ベルギー、スイスのいずれの国でも小額の銀貨が払底し、小口取引に支障をもたらし、深刻な問題となっていた。

この状況で、スイスが、まず最初に1860年に、額面2フラン以下の銀貨の純度を800/1,000へ引き下げた。これにより、スイス銀貨は金との直接の裁定取引の対象から外れたが、今度は他のラテン諸国の銀貨との裁定取引を生じることになった。2フラン以下のスイス銀貨は、銀貨としてはフランスおよびベルギーの銀貨と同一の名目的価値をもちながら、実質的価値はこの二カ国の銀貨よりも10%低い。そこで、スイス銀貨は「大量にフランスとベルギーへ輸入され、そこで古い鑄貨に取って代わり、後者を溶解し、輸出すると、十分な収益が生まれた<sup>40)</sup>」。こうして、2フラン以下の「軽い」スイス銀貨がフランスとベルギーへ流出することになった。

1861年に「国家」として政治的統一を果たしたイタリアも、ベルギー、スイスと同様、フランスとの強い経済的および政治的関係をもっていた。1862年8月24日法は基本的にはフランスの貨幣制度を採用したが、貨幣単位はリラとした。5リラ金貨の重量は金1.61290g、5リラ銀貨の重量は銀25g（第1条）、そして共に品位は900/1,000であったから（第2条）、金銀の法定比価は15.5である。そして5リラ銀貨は自由鑄造が認められ、金貨と同様、法貨だった（第6条）。また上記の第2条、第6条に準拠した外国鑄貨—具体的には、フランスおよびベルギー—を法貨として認めた（第9条）。しかし2リラ、1リラ、0.5リラ、0.2リラ貨・銀貨の品位は835/1,000とした（第3条）。銀貨の重量はフランスと同一であるにも係わらず、5リラ銀貨の純度900/1,000に対して、2リラ以下の銀貨の純度を低くした。これにより、本位貨幣・金貨と2リラ以下の銀貨との金銀比価は14.38となり、これは当時の市場比価とほぼ等しかった。そのため、コストを考慮すると2リラ以下の銀貨を溶解する動機はなくなり、これら銀貨は流通に留まることになる。更に2リラ以下の銀貨は50リラまでの制限法貨とされたことと合わせると（第7条）、これらの銀貨を補助鑄貨と位置付けたことになる。以上のように、同法律は、金貨と5リラ銀貨に関しては、フランスと同様、公比15.5の金銀複本位制だが、2リラ以下の銀貨に関しては、金を本位貨幣とし、銀を補助貨幣とする金本位制を採用

40) Willis (1901) pp33-34

したことになり、この点で「偽装した金単一金属主義<sup>41)</sup>」といわれる。

銀貨のうち、5リラ銀貨は重すぎるため、貨幣としての利用は限定的だった。2リラ以下のイタリア銀貨は、フランスおよびベルギー銀貨と同一の名目的価値をもつが、実質的価値はこれらより低い。そこで、これらのイタリア銀貨をフランス、ベルギーへ輸出する裁定取引が行われるようになった。「フランスとスイスの純度の相違（後者は0.800）のため、フランス銀貨の代わりに、そしてイタリア銀貨の代わりにさえ、スイス銀貨を用いるのが収益的だった<sup>42)</sup>」。

逆に、これら純度の低い銀貨が流入する側のフランスは、1863年に自国の貨幣流通がイタリア銀貨によって侵食されることを「追加的な危険<sup>43)</sup>」とみなし、1864年には官庁、税関でのスイス銀貨の受取を拒否することにした。さらに64年5月24日に、50サンチーム、20サンチーム銀貨の純度をイタリアと同じ835/1,000に引き下げ、20フランの制限法貨とし、これらの铸造を3,000万フランに制限することを定めた。この目的は、フランスからの銀の輸出を阻止し、小口取引に必要な補助銀貨を供給することだった。しかし実際の铸造額は、64年に800万フラン、65年に870万フランに過ぎなかった。しかも、これらの銀貨は「流通に現れるや否や、投機家によって吸収され、様々な操作によって、旧来の方法で交換され、収益を生じた<sup>44)</sup>」。新フランス銀貨は、純度の低いスイス銀貨との裁定取引の対象となった。

金と銀を共に本位貨幣とする複本位制においても、貴金属としての性質が異なる以上、両者を全く対称的には扱ってはいなかった。金の方が1単位当たり大きな価値を内在することを基礎として、流通手段としての運搬上の便宜、铸造上の技術的問題から、金貨は金額の比較的大きな铸貨、銀貨は金額の小さな铸貨として铸造された。ラテン諸国の場合、本位貨幣・金貨の額面は、イタリアの5リラを除いて、他の三カ国ではいずれも20フラン以上で、他方、本位貨幣・銀貨の額面は、5フラン以下である。そして、市場比価と法定比価とが大幅に乖離しない限り、国内の貨幣流通は大口流通と小口流通のそれぞれに適した铸貨から構成され、しかも両者は同時に、等価で流通することになる。ここに複本位制の貨幣制度としての合理性がある。

ところが、50年代以降、金銀市場比価がこれらラテン諸国の法定比価を大幅に低下すると、銀は貨幣としてよりも地金としての方が有利になり、積極的に輸出されていった。そして小口取引で必要とされる小額銀貨が不足する問題が生じた。

国内における銀貨流通を促進することだけが目的ならば、金銀比価を下回るような法定比価(=金の铸造価格/銀の铸造価格)を新たに設定すればよい。これは、金の铸造価格の引き下げ、または銀の铸造価格の引き上げによって、言い換えれば、金の価格の度量標準の引き上げ、または銀の価格の度量標準の引き下げ、によって達成される。これを、単純に金銀法定比価のみ

---

41) Fratianni and Spinelli (2005) p65

42) Willis (1901) p40

43) Willis (1901) p39

44) Willis (1901) p41

表2 ラテン4カ国の鑄貨

本位貨幣としての銀貨と金貨		フランス	ベルギー	スイス	イタリア
		1803年	1832年6月5日	1850年5月7日	1862年8月24日
銀貨		1フランにつき	1フランにつき	1フランにつき	1リラにつき
	重量	5g	5g	5g	5g
	純度	9/10	9/10	9/10	9/10
	額面	5フラン以下	5フラン以下	5フラン以下	5リラ
金貨		20フランにつき	20フランにつき		20リラにつき
	重量	6.45g	6.45g		6.45161g
	純度	9/10	9/10		9/10
	額面	40,20フラン	40,20フラン		100,50,20,10,5リラ
補助貨幣としての銀貨		フランス		スイス	イタリア
		1864年5月24日		1860年1月31日	1862年8月24日
		1フランにつき		1フランにつき	1フランにつき
	重量	5g		5g	5g
	純度	0.835		0.800	0.835
	額面	0.5,0.2フラン		2,1,0.5フラン	2,1,0.5,0.2リラ

注) フランス、ベルギー、スイスの「本位貨幣としての銀貨」の額面は、簡略化のため、「5フラン以下」に統一した。各国の詳細は本文を参照。

出所) 各国の法律より作成。

を問題と考えれば、このどちらを採ってもよい。しかし、本位貨幣の対外価値を考慮して、銀の価格の度量標準を下げを選択した。しかも、その銀貨の実質的価値は、本位貨幣・金貨との等価関係から生じる名目的価値よりも著しく低く定められた。これが、1860年にスイスが、61年にイタリアが、64年にフランスが、とった一連の銀貨の貶質化、重量一定のまま純度の引き下げ、である。そしてこれらの対象となった銀貨は、実体貨幣から名目貨幣へ転換した。そして制限法貨としての扱い、自由鑄造の禁止と共に、銀貨を補助鑄貨として位置付けた。こうして金銀複本位制から、本位貨幣・金貨と、その代用としての補助鑄貨・銀貨という金本位制への過渡的形態が生まれた。

他方で、銀が流出する中での小額銀貨の不足という問題は、各国の補助鑄貨・銀貨の純度の引き下げ競争によっては、解決されない。各国が協調する以外に解決策はない。

## 5 おわりに

19世紀半ばの金生産の増加による金銀市場比価の低下は、複本位制を採るフランスの貨幣流通をそれ以前とは逆転させ、同国は金を輸入し銀を輸出するようになった。他方で、「小国」

—ベルギー、スイス、イタリア—は元来、フランスとの強い経済的結び付きをもち、フランスの貨幣制度を基礎としていた。そのため、19世紀半ば以降のフランスを中心とするグローバルな正貨流出入に巻き込まれるのは不可避だった。フランスを中心としたグローバルな金銀流出入に密接に関連して、ラテン諸国間では、いわばリージョナルな正貨の裁定取引が活発化した。ベルギーとスイスでは59年までに自国の銀貨は、フランス銀貨・金貨、しかも共に質の劣る鋳貨、によって駆逐された。そして60年以降は銀貨を巡り、まずスイスとイタリアが、そしてフランスが相次いで純度を引き下げた。ラテン諸国間の銀貨の裁定取引と、それに伴うこれら諸国からの銀貨の流出は、諸国間の銀貨の重量および純度の統一によってのみ阻止される。これが65年「貨幣に関する条約」の直接の動機である。同時に、それは金本位制、銀本位制、そして複本位制から成っていた当時の国際金融システムが変化していく前兆でもあった。

#### 参考・引用文献

- 石山幸彦 (1988)、「複本位制の危機とラテン通貨同盟の結成—19世紀中葉のヨーロッパ大陸諸国における通貨問題—」『土地制度史學』第120号、7月、1-15頁
- 齋藤利三郎 (1940)、『國際貨幣制度の研究—ラテン貨幣同盟を中心として—』日本評論社
- Rondo Cameron (1967), *Banking in the Early Stages of Industrialization*, Oxford University Press (R. キヤメロン著、正田健一郎訳『産業革命と銀行業』日本評論社、1973年)
- Charles A. Conant (1910), *The National Bank of Belgium, U. S. Senate National Monetary Commission, 61st Congress 2nd Session, Document no.400*, Government Printing Office, in reprint *Publications of National Monetary Commission vol.XVI, Banking in Belgium and Mexico*
- Pierre des Essars (1896), "A History of Banking in the Latin Nations" in William Graham Sumner ed. *A History of Banking in All the Leading Nations vol.III*, reprint Augustus M. Kelley Publishers, 1971
- Marc Flandreau (2004), *The Glitter of Gold: France, Bimetallism, and the Emergence of the International Gold Standard, 1848-1873*, Oxford University Press
- Michele Fratianni and Franco Spinelli (1984), "Italy in the Gold Standard Period, 1861-1914" in Michael D. Bordo and Anna J. Schwartz eds., *A Retrospective on the Classical Gold Standard, 1821-1931*, University of Chicago Press
- Michele Fratianni and Franco Spinelli (2005), *A Monetary History of Italy*, Cambridge University Press
- Alfredo Gigliobianco and Claire Giordano (2010), "Economic Theory and Banking Regulation: The Italian Case (1861-1930s)" *Banca d'Italia Quaderni di Storia Economica (Economic History Working Papers)* no.5, November
- Julius Landmann (1910), *The Swiss Banking Law, U. S. Senate National Monetary Commission, 61st Congress 2nd Session, Document no.401*, Government Printing Office, in reprint *Publications of National Monetary Commission, Vol.XVII, Banking in Sweden and Switzerland*
- James Laurence Laughlin (1896), *The History of Bimetallism in the United States*, 4th ed., reprint Greenwood Press Publishers, 1968
- Andre Liesse (1909), *Evolution of Credit and Banks in France: from the Founding of the Bank of France to the Present Time, U. S. Senate National Monetary Commission, 61st Congress 2nd Session, Document no.522*, Government Printing Office, in reprint *Publications of National Monetary Commission vol.XV, Banking in France and the French Bourse*
- Alain Plessis (2005), "When Paris Dreamed of Competing with the City..." in Youssef Cassis and Éric

- Bussière eds., *London and Paris as International Financial Centres in the Twentieth Century*, Oxford University Press
- Angela Redish (1994), "The Latin Monetary Union and the Emergence of the International Gold Standard" in Michael Bordo and Forrest Capie eds., *Monetary Regimes in Transition*, Cambridge University Press
- Report from the Committee of Secretary on the Bank of England Charter; with the Minutes of Evidence, Appendix and Index* (1832), in *Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Monetary Policy, General 4*, Irish University Press, 1968
- Report from the Royal Commission on International Coinage; together with the Minutes of Evidence and Appendix* (1868), in *Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Monetary Policy, Currency 3*, Irish University Press, 1969
- Report from the Select Committee on Depreciation of Silver; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence, and Appendix* (1876), in *Irish University Press Series of British Parliamentary Papers, Monetary Policy, Currency 6*, Irish University Press, 1969
- Valeria Sannucci (1989), "The Establishment of a Central Bank: Italy in the Nineteenth Century" in Marcello de Cecco and Alberto Giovannini eds., *A European Central Bank?: Perspectives on Monetary Unification after Ten Years of the EMS*, Cambridge University Press
- W. A. Shaw (1896), *The History of Currency*, 2nd ed., G. P. Putnam's Sons
- Giuseppe Tattara (2000), "Was Italy Ever on Gold?" in Pablo Martín Aceña and Jaime Reis eds. *Monetary Standards in the Periphery: Paper, Silver and Gold, 1854-1933*, Macmillan
- Thomas Tooke and William Newmarch (1857), *A History of Prices, and of the State of the Circulation during the Nine Years 1848-1856, vol. VI*, Longman, Brown, Green, Longmans, & Roberts., reprint Johnson Reprint Corporation, 1972 (トーマス・トゥック, ウィリアム・ニューマーチ著, 藤塚知義訳『物価史』第6巻, 東洋経済新報社, 1992年)
- U. S. Senate (1877), *Report and Accompanying Documents of the United States Monetary Commission organized under Joint Resolution of August 15, 1876, vol. I, 44th Congress 2nd Session, Report no. 703*, Government Printing Office, 1877
- U. S. Senate (1879), *International Monetary Conference held, in Compliance with the Invitation extended to Certain Governments of Europe by the Government of the United States, in Pursuance of the Second Section of the Act of Congress of February 28, 1878, in Paris, in August, 1878, under the Auspices of the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of France, 45th Congress 3rd Session, Senate Executive Document no. 58*, Washington: Government Printing Office, reprint Arno Press 1978
- John Parke Young (1925), *European Currency and Finance: Commission of Gold and Silver Inquiry, United States Senate, pursuant to S.Res.469, 67th Congress 4th Session, creating the Commission of Gold and Silver Inquiry: Foreign Currency and Exchange Investigation, Serial 9, vol. I, II*, Government Printing Office
- Henry Parker Willis (1901), *A History of the Latin Monetary Union*, The University of Chicago Press, reprint Greenwood Press Publishers, 1968
- George F. Warren and Frank A. Pearson (1933), *Prices*, John Wiley & Sons, Inc.

## The Monetary Unification Process of the Latin Union

Ken KATAGIRI

### Abstract

In 1865, a monetary treaty was signed between France, Belgium, Italy and Switzerland, which would become known as the Latin Monetary Union. This paper examines the development of monetary conditions in Latin nations before 1865. The discoveries of gold in California and Australia in the mid-19th century posed a serious threat to all monetary systems in the period. Belgium and Switzerland went on the silver standard and abandoned gold. The international monetary system as a whole, however, was dominated by the French bimetallic law. The new Kingdom of Italy adopted a bimetallic standard of French origin in 1861. My focus is on the arbitrage transactions of coins among these Latin nations.